

京都府 最終評価結果書

都道府県名	京都府	都道府県コード	26
-------	-----	---------	----

1 実施状況の概要（平成 25 年度末時点）

- (1) 交付市町村数 16
- (2) 協定数 513 【うち集落協定 510、個別協定 3】
- (3) 交付面積 5,204 h a 【対象農用地面積 5,941 h a、交付面積率 87.6%】
 【協定締結面積 5,234 h a、協定締結面積率 88.1%】
 【地目別交付面積内訳 田：5,121 h a、畑：83 h a
 草地：0 h a、採草放牧地：0 h a】
- (4) 交付金額 686,437 千円【うち共同取組活動分：479,219 千円、個人配分分：207,218 千円】

2 第 3 期中間年評価結果のフォロー

項目	現状等
(1) 第 3 期中間年評価時要指導・助言協定の現状	<p>第 3 期中間年評価において、指導・助言が必要とされた 61 協定のうち、協定で目標達成が見込まれるとされ、概ね的確な指導助言がなされている。</p> <p>引き続き、指導・助言が必要な協定が 4 協定あり、そのすべてで、達成が困難な見込とされている。府として状況を把握するとともに、市町村で集中的に助言等を行い、目標達成を目指したい。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ① 第 3 期中間年評価における要指導・助言協定数 60 協定 ② 上記のうち <ul style="list-style-type: none"> ・26 年度までに目標達成が見込まれる協定数 56 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 4 協定

3 交付金交付の効果等

項目	効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	<p>集落の将来像の実現に向け、具体的な目標及び活動計画を立てることにより、着実に活動が実践されている。</p> <p>510 集落協定全てが、目標を達成する見込であり、地域の農業生産活動等の体制整備が順調に進められている。</p> <p>また、協定締結や活動の実施等に関連して、集落内での話し合いも活発化しており、集落機能そのものの維持にも貢献している。</p>
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	<p>・耕作放棄の防止等の活動</p> <p>協定締結を契機として、協定参加者の農地保全に対する意識の高揚と共有が図られ、府内農振農用地の約 2 割あたる農用地が保全されている。</p> <p>取り組む市町村全てが効果が高いと評価し、集落協定代表者を対象としたアンケートでも 97% が「効果あり」と回答しており、条件不利地である中山間地域の耕作放棄地を防止する効果は絶大である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 交付面積 5,185 h a 【19 h a】 ② 農振農用地区域への編入面積 0 h a 【0 h a】 ③ 既耕作放棄地の復旧面積 1 h a 【0 h a】
・水路、農道等の管理活動	<p>集落協定代表者へのアンケートでは、全協定の 9 割が協定締結の理由と回答し、約 6 割の協定で、締結前よりも管理活動の回数が増加したと回答している。</p> <p>施設の点検や維持管理が協定参加者の共同取組活動として定着しており、農業生産活動の基礎を支える水路、農道等の適正な管理が図られている。</p>

		<p>① 管理する水路の延長 2,218,777m 【0m】</p> <p>② 管理する農道の延長 1,282,061m 【0m】</p>
	・多面的機能を増進する活動	<p>活動を通じて、国土保全や自然環境の保全、保健休養機能など、農村地域の持つ多面的機能の維持、発揮に効果が認められる。（集落協定代表者へのアンケート調査において、83%が「効果あり」と回答）</p> <p>取組が発展し、都市農村交流、学校教育と連携した食育や環境学習などを実践する協定もあり、新たな人材の確保など、多様な展開に繋がっている。</p>
		<p>① 周辺林地の下草刈の面積 331ha 【0ha】</p> <p>② 棚田オーナー制度の対象面積 4ha 【0ha】</p> <p>③ 市民農園等の面積 2ha 【0ha】</p> <p>④ 体験民宿の施設数 1ha 【0】</p>
(3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	・農用地等保全マップ	水路や農道等の保全箇所、修繕箇所等を視覚的に明確化することにより、合理的な管理作業や計画的な施設の補修・更新が実践されており、省力化等に繋がっている。
	・A要件	<p>選択している集落は多くないが、集落が将来的に目指す姿の目標や具体的な活動を明確にすることにより、協定参加者の認識のもと、集落全体での営農体制の整備と確立が進められている。</p> <p>選択している協定の大半が達成を見込んでいるが、過疎高齢化が進行する中で達成が困難な協定もでてきている。</p>
		<p>※第3期対策における増加面積ではなく、25年度末時点の実績面積を記載する。</p> <p>① 協定農用地の拡大（本活動項目を選択している協定の協定農用地面積） 511ha</p> <p>② 機械・農作業の共同化への取組面積 229ha</p> <p>③ 高付加価値型農業の実践への取組面積 4ha</p> <p>④ 地場産農産物等の加工・販売への取組数 15件</p> <p>⑤ 農業生産条件の強化への取組面積 9ha</p> <p>⑥ 新規就農者の確保人数 17人</p> <p>⑦ 認定農業者の育成人数 29人</p> <p>⑧ 多様な担い手の確保への取組により耕作されている面積 4ha</p> <p>⑨ 担い手への農地集積への取組面積 70ha</p> <p>⑩ 担い手への農作業の委託への取組面積 84ha</p>
	・B要件	<p>選択している協定は少ないが、担い手の育成について、積極的な取組が進められており、地域の農業生産活動等の体制整備が順調に進められている。</p>
		<p>※第3期対策における増加面積ではなく、25年度末時点の実績面積を記載する。</p> <p>① 集落を基礎とした営農組織の育成への取組面積 28ha</p> <p>② 担い手集積化への取組面積 9ha</p>
	・C要件 【第3期対策新規措置】	<p>多くの協定において選択され、共同で農地等を保全する体制が整備されている。</p> <p>過疎高齢化が進行する中、やむを得ず農業生産活動の継続を断念した農用地を利活用・保全していく体制が機能が実際に機能している協定が87協定ある</p>

		<p>※ ②については、25年度末時点で市町村において把握している協定数を記載する。</p> <p>① 集団的かつ持続的な体制整備の実施協定数 331協定</p> <p>② うち、C要件に位置づけた取り決めが実行された協定数 51協定</p>
(4) その他協定締結による活動	・加算措置	<p>地域の農業生産活動や農地保全のより高度な体制づくりが進められている。</p> <p>選択する14協定全てが達成を見込んでいる。</p>
		<p>① 規模拡大加算の実施面積 2ha【0ha】</p> <p>② 土地利用調整加算の実施面積 13ha</p> <p>③ 小規模・高齢化集落支援加算の実施面積 80ha【0ha】</p> <p>④ 法人設立加算 特定農業法人設立数 1法人【0法人】</p> <p>⑤ 法人設立加算 農業生産法人設立数 1法人【0法人】</p> <p>⑥ 集落連携促進加算の実施面積(連携した未実施集落の面積) 29ha</p> <p>当該加算の活動において確保した地域の活性化を担う人材数 0人</p>
	・地域・集落の活性化	<p>協定締結に伴い、集落内での話し合いが活発し、集落の将来への危機感が共有され、課題解決に向け集落が一体となり取り組む姿勢がうながされた。</p> <p>将来的な農業生産体制のみならず、集落全体での地域運営などを考える機会ともなり、地域コミュニティーの活性化や集落機能そのものの維持にも効果を発揮している。</p>
	・団地要件の緩和(飛び地関係)	<p>要件緩和により、小規模な団地における取組が拡大した。</p> <p>また、第3期対策開始時の面積縮小を防ぐ効果も一部では認められる。</p>
	【第3期対策新規措置】	<p>① 団地要件の緩和により協定に取り込んだ団地(1ha未満の小規模団地や飛び地)の数 253</p> <p>② 団地要件の緩和により協定に取り込んだ団地(1ha未満の小規模団地や飛び地)の面積 108ha</p>
	・離島等の平地に傾斜地と同等の扱いを適用	<p>該当なし</p>
【第3期対策新規措置】	<p>① 上記により離島等の平地について新たに交付面積に加えた協定数なし</p> <p>② 上記により増加した交付面積 なし</p>	
・その他	<p>交付金を活用し、他の施策との連携した取組を進める集落も多く、農業生産活動の基礎を支えることのみならず、様々な取組と連携した地域の活性化に貢献している。</p>	

4 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	<p>各集落協定において順調な取組が実施されているところではあるが、過疎化・高齢化の進行により、農業の担い手不足のみならず、集落機能のそのものの担い手も不足している地域が多くなり、集落自体の存続が危ぶまれる状況が出てきつつある。</p> <p>集落協定の役員の平均年齢も上昇しており、新たな人材の育成・確保が必要となっている。また、一部の地域では、協定の統合や集落連携に取り組んでいるが、その数は極めて少ない状況となっている。</p>
(2) 交付金交付の効果等	<p>共同利用農業機械の購入、鳥獣害防止施設の整備、水路や農道の補修など、農地保全や農業生産活動の体制整備に交付金が有効に活用されている。</p> <p>また、都市農村交流や農産加工品開発など創意工夫を持った取組が実践されている地域もある。一方で単独・小規模な集落協定においては、活動が必要最小限に止まり、新たな取組への着手や取組の充実が図られていない。</p>

5 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	<p>協定参加者自らが集落の将来あるべき農業生産活動等の体制とその実現に向けた活動方策を検討し、活動を実践することにより、参加者全体の認識共有や意欲向上に効果があるとともに、地域での話し合い回数が増加し、集落全体の課題認識や地域の活性化にも効果があり、過疎化・高齢化が進む中山間地域の集落において、それぞれの集落の特徴にあった農業生産活動や創意工夫のある地域づくりの取組推進に非常に有効である。</p>
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	<p>協定締結により、集落全体での農地保全意識の高揚は耕作放棄地の発生を防止する絶大な効果があるとともに、水路・農道等の管理活動は共同管理活動の活発化を促す効果があり、集落の農業生産活動の基礎を支える資源の保全に非常に有効である。</p>
(3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	<p>それぞれの地域で農業生産活動等の体制整備の方向を定め、具体的な活動を計画的に実施していくことにより、着実に地域にあった体制づくりの推進に効果があり、集落における持続的な農業生産活動の基礎構築に有効であった。</p> <p>特にC要件における集団サポートについては、「集落共同」の取組が多い京都府において、多くの協定が選択しており、集落機能の維持にも有効であった。</p> <p>しかし、A要件、B要件については、高齢化が進行する中では、ハードルが高くなっており、選択協定が少なくなっている。</p>
(4) その他 協定締結による活動	<p>・加算措置</p> <p>小規模・高齢化集落や未実施集落をサポートする仕組みは、単独では取り組むことが困難な集落への取組拡大に効果がある。</p> <p>また、共に支え合い農業生産活動等を継続するため、広域的な連携体制整備にも有効であった。</p> <p>しかし、加算措置を活用する協定が少なく、加算措置の効果について地域への浸透が十分でなかったと考えられる。</p> <p>今後も、複数の集落が連携して取組を行うことが、体制の強化、創意工夫による発展的な取組推進に有効なことから、複数集落の連携を促す加算措置の拡充等を強く望む。</p>

	<p>・地域・集落の活性化</p>	<p>協定締結による話し合いの増加は、農業生産活動のみならず、地域全体の課題や将来を考える機会の増加に繋がり、交付金の有効な活用や創意工夫を持った様々な取組が展開されている。 本制度が中山間地域の農業生産活動のみならず、集落機能の維持にも大きな効果があり、地域全体を支えている。 しかし、規模の小さい協定では、活動の広がりが難しい状況にあり、今後の縮小を防止する必要がある。</p>
	<p>・団地要件の緩和（飛び地関係） 【第3期対策新規措置】</p>	<p>これまで対象とならない小規模な飛び地について対象とすることが可能になり、集落内の農地保全に効果があった。 参画する農業者も増え、集落全体での取り組み推進に有効であった。 しかし、傾斜要件上対象とならない農地が存在する集落もあることから、協定内容や活動内容に工夫が必要と考えられる。</p>
	<p>・離島等の平地に傾斜地と同等の扱いを適用 【第3期対策新規措置】</p>	<p>該当なし</p>
	<p>・その他</p>	<p>協定集落アンケート等から本制度は中山間地域の基盤を支える制度と評価されている。 本交付金により守られる地域資源は多方面かつ広範囲であることから、地域（集落）の維持発展に絶大な効果を発揮している。 しかし、農業生産活動等を担う人材が十分に確保され、安定した取組の実践がされている協定がまだ少なく、今後の大きな課題となっている。</p>

6 総合評価結果

総合評価	評価区分
<p>農村地域における過疎化・高齢化の進行、担い手の減少は急速に進み、特に条件が不利な中山間地域ではその進行が顕著である。</p> <p>そのような中、5,000ha超の農用地が適切に管理され、耕作放棄地の発生防止が図られていることから、本制度の効果は絶大であり、農地の維持・保全等には、不可欠の施策となっている。</p> <p>さらに、集落機能の維持・発展、地域の活性化にも大きな効果があり、府内各地で積極的な取組が行われている。</p> <p>また、本制度を実施している府内の全市町村、協定代表者の約9割が制度の継続を望んでいることから、本制度は大いに評価できる。</p> <p>しかし、一部の協定では新たな人材の参入があるが、地域の担い手の減少は続いており、新たな担い手の確保や活動への女性参画の一層の拡大、営農体制の強化等が課題と考えられる。</p>	<p>B</p>
<p>(備考)</p>	

7 その他（第3期対策における特徴的な取組事例） ※ 以下の様式に簡潔に記入する。

市町村・協定名	南丹市神吉下集落協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
23 h a	23			
交付金額	個人配分			33%
266 万円	共同取組活動 (67%)	水路・農道管理費		8%
		農用地維持管理費		1%
		その他		58%
協定参加者	農業者 50 人、生産組織 1 組織 他			
取組内容	<p>【 新規就農者の確保や認定農業者の育成による体制確立 】</p> <p>高齢者による担い手不足であるが、市内外からの新規就農者を幅広く受け入れて、集落全体で農地を守っており、水稻だけでなく、京野菜の代表的な京みず菜をパイプハウスで年中栽培して、集落の活性化を図っている。</p>			
主な効果	<p>新規就農者の受け入れが盛んであり、その新規就農者が農業経験を積んで認定農業者になり、また新しい新規就農者を育成しており、集落一体となって農地など集落の資源を守っていることから効果は大である。</p>			

市町村・協定名	福知山市・三岳集落協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
84 h a	79	5		
交付金額	個人配分			52.8%
1,467 万円	共同取組活動 (47.2%)	鳥獣害対策費		17%
		共同機械購入費		13.6%
		その他		16.6%
協定参加者	農業者 156 人、農業生産法人 1 法人 他			
取組内容	<p>【 多様な組織で農地を守る 】</p> <p>少子高齢化による農業後継者の田舎離れ、担い手の不足が懸念される中、地域の農業への関心を高め、同時に地域の活性化を図るために、山の芋井やキュウリの加工品などの「さとの駅みたけ」での販売や草刈りボランティアの受け入れ、非農家を含めたグループでの山フキの栽培やひまわり栽培など様々な活動を行っている。</p>			
主な効果	<p>非農家や女性が活動に参加し、耕作放棄の防止に一役買っている。また、こうしたグループがイベントに参加したり活動内容を発表したりすることで、より一層農業への関心や地元への愛着を高め、地域としてのまとまりを生んでいる。</p>			

市町村・協定名	与謝野町温江集落協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
55 h a	55			
交付金額	個人配分			40%
948 万円	共同取組活動 (60%)	役員報酬		5%
		農道 水路整備		32%
		鳥獣害防止		16%
		多面的活動 他		7%
協定参加者	農業者 73 人、生産組織 2 組織 他			
取組内容	<p>【ホタル飛びかう清流と緑豊かな与謝野の里】</p> <p>第3期対策からは協定農用地を拡大して、対象農用地のほとんどの農地で制度に取り組んだ。</p> <p>農業者の高齢化が進む中で、兼業農家が多い温江集落では、農業を行しやすい環境を作ることが重要であると考え、第1期対策から舗装が未整備の農道の舗装を行い第3期対策で計画の全路線が完成するなど集落全体で農業生産条件の強化が行われた。また、京力農場プラン（人・農地プラン）の作成では、温江集落協定が中心となり平成25年3月に作成され、将来ビジョンについても改めて話し合いが行われた。将来ビジョンの達成のための実践については、地域農産物を活用した農産加工場の建設の検討や地域農産物を販売する軽トラ市がH25年度から開催されるなど地域一丸となって取組が行われている。</p>			
主な効果	<p>直営施工によるコンクリートによる農道の舗装が計画的に行われて、計画の全路線で舗装が完成した。</p> <p>シカ イノシシによる獣害被害が著しいため、獣対策フェンスを集落一円で設置した。また、集落の農業者を猟友会員と育成するなど捕獲にも力を入れた。</p> <p>直売所や農産加工などの6次産業化の取り組みの話し合いが始まった。</p> <p>高齢化が進んでおり、農作業受託組織の検討が行われ新たな組織が生まれた。</p> <p>京力農場プラン（人・農地プラン）を温江集落協定が中心となり平成25年3月に作成された。</p>			

8 第1期対策から第3期対策までの効果等

(1) 中山間地域等直接支払制度に第1期対策から第3期対策に取り組んだ結果、最も効果があったと考える事項を3つ選び、それぞれについてどのような効果等があったかを記載してください。

※ 第2期対策から取り組んだ場合にあつては第2期対策及び第3期対策、第3期対策から取り組んだ場合にあつては第3期対策のみについて記載（以下(2)、(3)も同様）。

※ 最も効果があったと考える事項を3つ選び、色の付いたセルに○印を記入（以下(2)(3)も同様）。

事項		効果等の詳細や効果等があったと考える理由
○	① 耕作放棄の防止	協定締結により、農用地が保全され、耕作放棄地の発生が防止された。その効果は絶大であった。
○	② 水路・農道の維持管理	交付金を活用し、多くの協定で水路・農道の補修・更新等がなされ、適正な管理に繋がっている。
	③ 多面的機能の増進	
	④ 機械・農作業の共同化等営農組織の育成	
	⑤ 高付加価値型農業	
	⑥ 地場産農産物等の加工・販売	
	⑦ 農業生産条件の強化	
	⑧ 新規就農者の確保	
	⑨ 認定農業者の育成	
	⑩ 多様な担い手の確保	
	⑪ 担い手への農地集積	
	⑫ 担い手への農作業委託	
○	⑬ 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備	明確なサポート体制の位置づけにより、共同で支え合う体制整備がなされている。
	⑭ 効果等はなかった	
	⑮ その他	

(2) 中山間地域等直接支払制度に第1期対策から第3期対策に取り組んだ結果、市町村内の集落協定において、協定締結前と比べ集落が変わったと感じる事項を3つ選び、それぞれについてどのような変化等があったかを記載してください。

事項		変化等の詳細や変化等があったと考える理由
○	① 農業者の意欲の向上	協定締結により、農地保全について、参加者全員の意識向上に繋がっている
	② 農業収入の増加	
	③ 後継者対策の推進	
	④ 集落の人口の増加	
	⑤ 女性の活動の活発化	
	⑥ 高齢者の活動の活発化	
	⑦ 子どもの活動の活発化	
	⑧ 祭りなどの地域活動の活発化	
○	⑨ 集落内の話合いの回数の増加	アンケート結果等からも、地域での話合い回数の増加が確認できる
	⑩ 集落内の共同取組活動の活発化	
○	⑪ 鳥獣害対策の推進	交付金を活用し、鳥獣被害防止に取り組み協定が多い

⑫	他集落との連携の推進	
⑬	都市農村交流の推進	
⑭	変化等はなかった	
⑮	その他	

(3) 中山間地域等直接支払制度に第1期対策から第3期対策に取り組んだ結果、市町村内の集落協定において、今後、適切な農業生産活動が継続的に行われるための課題を3つ選び、それぞれについての課題の詳細やその課題への考えられる対策（実施しているものを含）を記載してください。

事項		課題の詳細と考えられる対策
○	① 高齢化の進行	協定の役員も含め高齢化が進行している。世代交代や新たな人材確保が必要
○	② 過疎化の進行	人口の減少傾向が顕著であり、活動に支障が出始めている。新たな人材確保が必要
○	③ 担い手の不在	集落活動の担い手が不足している。新たな人材確保が必要。また、事務の担い手の雇用など工夫が必要
	④ リーダーの不在	
	⑤ 営農組織の不在	
	⑥ 農業収入の減少	
	⑦ 野生鳥獣の被害	
	⑧ 共同取組活動の衰退	
	⑨ 集落内の話合いの回数の減少	
	⑩ 農地の生産条件の不利	
	⑪ 中山間地域の生活環境の改善	
	⑫ 補助制度等の縮小及び廃止	
	⑬ 行政との連携不足	
	⑭ 課題等はない	
	⑮ その他	

(4) 中山間地域等直接支払制度に第1期対策から第3期対策に取り組んだ結果、本制度に対する御意見等を記載してください。

意見
<p>本制度の農地保全や耕作放棄地発生防止の効果は絶大である。また、交付金を活用した鳥獣害防止対策についても、大きな効果を挙げている。将来の農業生産活動の維持や体制整備に大きく貢献している。</p> <p>加えて、交付金が集落(地域)の活性化活動にも活用され、集落機能そのものを支えている。地域からも「本交付金なしでは地域が維持できない」という声も多く、本制度の継続を強く望んでいる。</p> <p>京都府も、条件不利地の農業生産活動及び集落機能の維持発展の基礎的部分を支える重要な施策と考えており、制度の継続を強く望む。</p>